

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費	担当部局庁	職業安定局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度	担当課室	外国人雇用対策課	外国人雇用対策課長 堀井 奈津子			
会計区分	一般会計	政策・施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」附属書十第一編第六節 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」附属書八第一部第六節 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」 「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」 「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文 I 及び III 並びに附属書一」 「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」 「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」 	関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度比国看護師・介護福祉士受入事業委託要綱 平成20年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱 平成21年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱 外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱 「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」 「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」 「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」 「「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」について」 「「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を定める件」について」 				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	経済連携協定等の趣旨に則り、受入れ施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師候補者・介護福祉士候補者が単に安価な労働力として利用されることのないようにするとともに、インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師候補者、介護福祉士候補者、看護師及び介護福祉士の適切な雇用管理を確保すること又はそれらを運送するために事務手続きを確立することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものである。 (1)候補者に対する就労ガイダンスの実施、(2)受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施、(3)巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導、(4)外国人看護師等からの相談・苦情等への対応、(5)受入れの枠組みに係る国内説明会の実施、(6)受入れ施設から提出された定期報告等を厚生労働省に提出、(7)相手国の送り出し調整機関との協議、(8)ベトナムからの受入のための調整手続きに係る送り出し調整機関との協議(9)ベトナムからの受入れを希望する機関の募集手続きの確立に向けた業務、(10)その他の必要な事業						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	50	46	49	52	56
		補正予算					
		繰越し等					
		計	50	46	49	52	56
		執行額	50	46	49		
	執行率(%)	100	100	99			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	外国人看護師等が研修を受けるに当たって、適正な雇用管理の実施を確保することが成果目標である。巡回訪問で適切な調査・指導をし、相談・苦情等に迅速かつ的確に対応することにより達成されるが、これは定量的な実績として示すことは困難である。	成果実績					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	巡回訪問件数	活動実績 (当初見込み)	件	329 (352)	405 (374)	468 (431)	— (377)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	受入れの枠組みの国内説明会の回数	活動実績 (当初見込み)	回	5 (5)	2 (3)	2 (2)	— (3)
単位当たりコスト	47,456 (円/人)		算出根拠	単位あたりコスト=48,832千円(平成24年度交付決定額)/1,029人(成24年12月時点で就労・研修中の外国人看護師候補者等の人数)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	管理運営費	20	28	インドネシア及びフィリピンに加え、平成26年度よりベトナムからの受入れを開始することに伴う所要の経費にかかる増。			
	雇用管理指導関係費	32	28				
計	52	56					

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	二国間協定に基づき、政府の責任において適正な受入れを行うこととしているところ。仮に受入れ施設において労働法令違反の発生など適切な雇用管理がなされなければ、外交上、二国間の信頼関係を損なうばかりか、国際社会における信用を失うなど、重大な支障を生じるおそれがあり、優先度の高い事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	二国間協定に基づき、国が自ら実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	二国間協定に基づき、政府の責任において適正な受入れを行うこととしているおり、優先度の高い事業となっている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業の直接的な受益者は受入れ施設及び外国人看護師等であるが、二国間協定に基づく経済連携のための事業であり、国民が負担すべきものであることから、妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	同一地域の受入れ施設をまとめて巡回する、事前調査票を送付する等、効率的かつ効果的な実施を図っている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	資金の費目・使途は外国人看護師等の適正な雇用管理に資する事業に限定されており、妥当である。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	寄せられる相談・苦情に対応するだけでなく、巡回訪問により全ての施設での就労状況の把握・指導が可能となっており、また相談業務については英語・インドネシア語での対応が可能であり実効性の高い手段となっている。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	年度途中で外国人看護師候補者等が帰国した場合や、滞在期間を延長した場合等により、受入施設数が当初の見込み施設数と異なる事があるが、当初の見込みどおり全ての施設を訪問している。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業の実施により、受入れ施設と外国人看護師等の間の雇用管理上のトラブルを未然に防ぐことが可能となった。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	426	外国人看護師候補者就労研修支援事業	厚生労働省医政局			
	710	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業	厚生労働省社会・援護局			
	714	外国人介護福祉士候補者学習支援事業	厚生労働省社会・援護局			
	011	日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業	外務省			
0233	経済連携人材育成支援研修事業	経済産業省				
点検結果	平成24年度においては、説明会や巡回訪問の件数が概ね当初見込みどおり実施されている。また、上記評価結果も適当と認められるため、引き続き適正に事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費は概ね適切であるが、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
●外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—調査結果に基づく勧告>(H25.4) (勧告要旨) 受入れ支援事業、看護・介護学習支援事業については、各業務の実施目標(数値目標)を委託先に明示するとともに、積算及び執行について適正な内容に見直し、効率的な業務の実施により、経費の縮減に努めること (対応状況) 委託先に事業の実施目標を示すと共に、平成26年度の予算の積算及び執行についてその一致に向けた改善を行う。また、引き続き効率的な業務の実施及び経費の縮減に努める。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	369	平成23年	334	平成24年	289

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
49百万円

(補助)

A,公益社団法人国際厚生事業
団
49百万円

- (1)巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導
- (2)外国人看護師等からの相談・苦情等への対応
- (3)受入れの枠組みに係る国内説明会の実施
- (4)受入れ施設から提出された定期報告等を厚生労働省に提出
- (5)その他の必要な事業

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

A.公益社団法人 国際厚生事業団			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	謝金、講師・職員旅費、雑役務費等	23			
管理費	人件費、旅費、需要費等	26			
計		49	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人国際厚生事業団	(1)巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導 (2)外国人看護師等からの相談・苦情等への対応 (3)受入れの枠組みに係る国内説明会の実施 (4)受入れ施設から提出された定期報告等を厚生労働省に提出 (5)その他の必要な事業	49		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					